

特別養護老人ホーム 朝老園 ご利用料金

令和6年8月1日現在

介護度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	1日あたり 利用者負担額
	サービス費	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	科学的介護推進体制加算Ⅰ	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅲ)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	※初期加算	※外泊費用	
要介護1	589													745
要介護2	659													825
要介護3	732	12	20/月	13	36	40/月	3/月	10/月	5/月	140/1000	※30	※246	※20	908
要介護4	802													988
要介護5	871													1066

※⑪～⑬は1日あたり合計には算入しておりません。

①基本サービス費

サービスご利用時の基本料金となります。紙おむつ、リネン代込の料金です。

②個別機能訓練加算Ⅰ

機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し、計画的に実施した場合の加算です。

③個別機能訓練加算Ⅱ

個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し機能訓練実施に当たり当該情報その他の機能訓練の適切かつ有効に活用すること

④夜勤職員配置加算Ⅰ

夜勤帯に介護・看護職員を基準数以上配置することが要件となります。

⑤日常生活継続支援加算Ⅰ

介護福祉士の数が入所者6人に対して1人以上、日常生活自立度のⅢa以上の利用者が入所時65%以上

⑥科学的介護推進体制加算Ⅰ

入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。サービス計画の見直し等上記情報を適切かつ有効に活用すること

⑦褥瘡マネジメント加算Ⅰ

褥瘡の発生と関連するリスクについて3月に1回評価を行い他業種共同で褥瘡ケア計画を作成し褥瘡の状態を記録し3月1回見直しを行った場合

⑧高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に1年以上参加し、助言や指導を受ける事

⑨高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている

⑩介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員、介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善などを目的とした加算です。これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化される。

⑪初期加算

施設での生活に慣れるために様々な支援が必要となります。(入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様)

⑫外泊費用

入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。

⑬安全体制対策加算

外部の研修を受けた担当者が配属され施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること

減額段階		
食費	(多居室)費	(従来型個室)費
第1段階 300円	第1段階 0	第1段階 380円
第2段階 390円	第2段階 430円	第2段階 480円
第3段階 ①650円	第3段階 430円	第3段階 880円
第3段階 ②1360円		
第4段階 1445円	第4段階 915円	第4段階 1231円

介護度	30日合計				
	利用者負担月額 第1段階	利用者負担月額 第2段階	利用者負担月額 第3段階 ①	利用者負担月額 第3段階 ②	利用者負担月額 第4段階
要介護1 (従来型個室)	31,350 (42,750)	46,950 (48,450)	54,750 (68,250)	76,050 (89,550)	93,150 (102,630)
要介護2 (従来型個室)	33,750 (45,150)	48,825 (50,850)	57,150 (70,650)	78,450 (91,950)	95,550 (105,030)
要介護3 (従来型個室)	36,240 (47,640)	51,840 (53,340)	59,640 (73,140)	80,940 (94,440)	98,040 (107,520)
要介護4 (従来型個室)	38,640 (50,040)	54,240 (55,740)	62,040 (75,540)	83,340 (96,840)	100,440 (109,920)
要介護5 (従来型個室)	40,980 (52,380)	56,580 (58,080)	64,380 (77,880)	85,680 (99,180)	102,780 (112,260)

○食費・居住費負担限度額

第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方 (預貯金額: 単身650万、夫婦1650万円)
第3段階①	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等80万円超120万円以下 (預貯金額: 単身550万、夫婦1550万円)
第3段階②	・市町村民税世帯非課税であって、年金収入等120万円超 (預貯金額: 単身500万、夫婦1500万円)
第4段階	・市町村民税世帯課税